様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）にほんしょうこうかいぎしょ  一般事業主の氏名又は名称 日本商工会議所  （ふりがな）こばやし　けん  （法人の場合）代表者の氏名 小林　健  住所　〒100-0005  東京都 千代田区 丸の内３丁目２番２号  法人番号　5010005003975  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン  ②　商工会議所のデジタル化・DXに向けたアクションプランに関する当所常務理事・ＣＤＯ　畠山一成の挨拶 | | 公表日 | ①　2025年 4月17日  ②　2025年 4月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当所HPにて公開  　https://www.jcci.or.jp/jcci\_action\_plan.pdf  　２頁  ②　当所HPにて公開  　https://www.jcci.or.jp/about/information/  　ページ下部 | | 記載内容抜粋 | ①　＜経営ビジョン＞  人手不足が深刻化する中、中小企業のデジタル化・DXは一定程度進展。それを推進する商工会議所自身も、職員数の減少や業務の増加・多様化が進む中、会員企業等のニーズに合った適切なサービス・支援を提供し、政策提言活動等を継続していくために、デジタル化・DXが不可欠。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  商工会議所は、会員や地域の実態を把握し、そのニーズに合わせた、政策提言や効果的・効率的な事業・サービスを実施することが重要である。  日本商工会議所は、各地商工会議所の取組を強力に後押しし、また、適切な政策提言や事業・サービスを実施  するため、必要な予算を投じ、システム開発等環境整備を推進する。  【補足説明：当所と各地商工会議所の関係性および本申請における当所の立場について】  ・当所は、全国515の各地商工会議所を会員とし、その意見を取りまとめ、中小企業の活力強化や地域経済の活性化に取り組む地域総合経済団体である。 各地商工会議所はそれぞれ独立した法人格を有しているが、当所のDX戦略である「商工会議所のデジタル化・DXに向けたアクションプラン」においては、当所が全国515商工会議所全体のDX推進を主導していくための取組を記載している。具体的には、当所が主体となり必要な予算を投じ、会員管理システム（TOAS）やWeb入会受付システム、各種調査システム等の全国515商工会議所が共通して使用するシステムの開発・環境整備を推進していく。各地商工会議所は、当所が提供するこれらのプラットフォームを活用し、デジタル化・DXを推進する。  ②　「⋯商工会議所自らがデジタル化・DX化に取り組むことが必須であるという認識のもとで、2024年８月に、日商にCDO（チーフ・デジタル・オフィサー）を設置し、各地商工会議所や専門家の方々と議論を重ねて、2025年４月には「商工会議所のデジタル化・ＤＸに向けたアクションプラン」を策定いたしました。  　本アクションプランは、商工会議所が、デジタルを通じて会員企業と緊密につながり、会員企業の実態・ニーズを把握するとともに、きめ細かな支援・サービスを実施することで、会員企業・商工会議所双方にとっての価値向上につなげることを目指しております。具体的には、「会員企業とのコミュニケーション強化」「会員企業の実態把握」「経営支援の効率化・質の向上」「事務局業務の生産性向上」の四つの柱を重点課題として掲げ、各地商工会議所およびそれを支える日商の取組を明記して取組を進めております。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年４月17日（木）の当所常議員会・議員総会において承認・決議のうえ公表  ②　2025年４月17日（木）の当所常議員会・議員総会において承認・決議のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン | | 公表日 | ①　2025年 4月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当所HPにて公開  　https://www.jcci.or.jp/jcci\_action\_plan.pdf  　７、20～25頁 | | 記載内容抜粋 | ①　項目Ⅱ「会員企業の実態把握【アンケート調査】」  ・各地商工会議所が、アンケート調査の企業への依頼・回答受付をメール・WEB上でも実施でき、かつ回収した結果を迅速に自動集計・分析できるシステムを構築し、全国の会員企業の経営課題、政策に対する意見・考えが、各地商工会議所と当所を通じて、国・自治体に迅速に届けられやすくなる。  ・また、当所は、調査結果を迅速に集計・分析できるシステムの構築により、当所が実施するLOBO調査や、賃上げ等に関する調査において、システムを通じて収集された各地商工会議所会員企業の経営課題や生の声を、各地商工会議支所担当者や当所担当者が即座に集計・分析できる環境となる。これにより、従来のアナログな集計業務を廃止し、リアルタイムな経済動向分析に基づく、迅速かつ信頼度の高いデータに基づいた政策提言を国等に対して行っていく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年４月17日（木）の当所常議員会・議員総会において承認・決議のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン  　２、46頁  ①-2　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン  　６～９、34、37頁 | | 記載内容抜粋 | ①-1　＜DX戦略の推進に必要な体制・組織に関する事項＞  日本商工会議所では、小林会頭のリーダーシップのもと、2024年８月にCDO（チーフ・デジタル・オフィサー）を設置するとともに、組織横断のプロジェクトチームとしてCDO室を設置した。また、デジタルやデータ利活用に関する知見を持つ外部アドバイザーとして、日本情報経済推進協会常務理事（当時）の坂下哲也氏に、CDOアドバイザーを委嘱した。  ①-2　＜DX戦略の推進に必要な人材育成・確保に関する事項＞  ・各アクション項目について、各地商工会議所に説明を行う。  ・アクション項目Ⅲについて、経営指導員等の業務効率化と経営支援力の向上を目的に、TOASに新たに搭載された各種機能（生成AIの活用や財務データの自動仕訳・分析、支援情報の蓄積・分岐・共有等）の更なる活用促進を図るため、「TOAS活用キャラバン隊」として、2028年度までに全国50か所程度でTOAS操作体験研修会やTOAS活用ノウハウ情報交換会等を全国の経営指導員等向けに開催する。  ・アクション項目Ⅳについて、商工会議所職員が、クラウドサービスやノーコードアプリで作成したツールなど、会議所業務に共通して役立つものを共有する場をＷＥＢ上に設置する。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン  　６～９頁 | | 記載内容抜粋 | ①　・会員企業と双方向で様々なやり取りが容易にでき業務効率化にも資する仕組み(事業所アカウント)の開発・提供に向けた検討を進める。  ・企業に対し、WEBでの依頼・回答が可能な仕組みを構築（企業が直接WEB上で回答できる機能を搭載）する。  ・各地商工会議所に提供しているTOASの機能強化  ・当所と各地商工会議所間のCCIスクエアの更新・切替  ・各地商工会議所のデジタル化・DX支援のため、Googleworkspaceアカウントの配布 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　商工会議所のデジタル化・DXに向けた アクションプラン | | 公表日 | ①　2025年 4月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当所HPにて公開  　https://www.jcci.or.jp/jcci\_action\_plan.pdf  　22頁 | | 記載内容抜粋 | ①　アンケート調査分析システムやLOBO調査システムを利用する商工会議所の満足度（評価） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 4月17日 | | 発信方法 | ①　商工会議所のデジタル化・DXに向けたアクションプランに関する当所常務理事・ＣＤＯ　畠山一成の挨拶  　当所HPにて公開  　https://www.jcci.or.jp/about/information/  　当所HPの情報公開 | | 発信内容 | ①　深刻化する人手不足等、中小企業のが抱える課題と、商工会議所に求められる役割や、商工会議所自らがデジタル化・DXに取り組む必要性、「商工会議所のデジタル化・ＤＸに向けたアクションプラン」を作成した背景について記載した。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。